

那覇市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進モデル事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象となる改修工事）

第5条

- (1) バリアフリー改修工事に係る費用
- (2) 耐震改修工事に係る費用
- (3) 共同居住用住居に用途変更するための改修工事に係る費用
- (4) 間取りの変更工事に係る費用
- (5) 子育て世帯対応改修工事に係る費用
- (6) 防火・消火対策工事に係る費用
- (7) 交流スペースを設置する改修工事（同一建物内に設置する場合に限る）
- (8) 省エネ改修工事（開口部または躯体に係る断熱改修に限る）
- (9) 安否確認のための設備の改修工事に係る費用
- (10) 防音・遮音工事に係る費用
- (11) 居住のために最低限必要な改修工事（発災時に被災者向け住居に活用できるものとして事前登録された住宅に対する工事に限る）
- (12) 調査において居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅として使用されていたものを除き、かつ、一定期間空き家であったものに限る。）に係る費用
- (13) 入居者の居住の安定確保を図るため、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める改修工事に係る費用
- (14) 第1号から前号までに掲げる工事に係る調査設計計画（インスペクションを含み、かつ、調査については、建築士又は建築施工管理技士により調査したものに限る。）に係る費用
- (15) 住宅確保要配慮者居住支援法人が見守り等の居住支援を行う住宅として運営するために行う改修工事の検討や実施期間中に必要な当該住宅の借りに要する費用（次の①又は②に掲げる額を限度とする。）
 - ① 1住戸につき借りに要する費用の月割額に3を乗じた額
 - ② 1住戸につき借りに要する費用の月割額に12を乗じた額（1事業につき改修工事の検討や実施に係る住戸の借りに要する費用の合計の月割額に3を乗じた額を限度とする。）